

車載用中古バッテリーの リユースシステム実装に向けた論点整理

2020年2月10日

経済産業省 製造産業局 自動車課

第2回の全体構成

1. 前回の振り返り

(1) 性能

- ・ガイドラインの策定等により、残存価値を見える化する必要。
- ・車載用中古バッテリーの性能を担保する上で、残存価値のレベルに応じた標準づくりが適切。
(例) 粗悪品を防止する簡易的な標準と、系統用のような要求水準の高い標準

(2) 安全性

- ・車載用で想定されない使い方をした場合のバッテリーのリユースについて安全性の担保が難しい。
(例) パックの形状を保つのか、モジュール単位まで分解するのかによって、安全性は大きく変化

(3) 製造物責任

- ・車載用中古バッテリーをリユースする際の製造物責任の考え方について整理が必要。
(例) モジュール単位に分解してからリユースする場合の責任の所在、資産保有者と電池運用者の間の責任の分担等

(4) その他

- ・リユース、リサイクルを考えた設計により、コスト低減につながる可能性。
- ・電池の種類・特性を踏まえたリユース・リサイクルシステムの構築が必要。
- ・中古バッテリーの確保が難しく、コスト競争力で負けてしまう可能性。
- ・車載用中古バッテリーの市場予測を示すことが必要。 → 第3回

2. 外部不経済性の抑止

3. 海外事例の紹介

リユースバッテリーの性能・安全性評価への対応状況

| | | 性能 | 安全性 |
|----|-------------|--|---|
| 国内 | 新車 | 【国土交通省：JASIC】 ・道路運送車両法（国連EVEで議論中） <small>※Electric Vehicle Environment</small> | 【国土交通省：JASIC】 ・道路運送車両法（国連EVSで議論中） <small>※Electric Vehicle Safety</small> |
| | 中古車 | 【経済産業省：CEVS】見える化ガイドラインの策定 <small>（参考資料）</small> | |
| | リユース 全般 | 【環境省】技術実証 <small>※ リサイクルも含む</small> | |
| | リユース 定置用 | 【JARI】 ・国際標準化※を推進 <small>※製品規格・マネジメントシステム規格</small> | |
| 国外 | 新車 | 【各国規制】 <small>※国連基準を批准している国もあり</small> | 【各国規則】 <small>※国連基準を批准している国もあり</small> |
| | 中古車 | | |
| | リユース 全般 | | |
| | リユース 定置用 | 【JARI】日本提案での国際標準化※を推進。 <small>※製品規格・マネジメントシステム規格</small> | |

その他動向

- 外部不経済性への対応 ⇒ Li-ion電池 共同回収スキーム（自工会）・・・（資料7）
- 各国におけるリユース動向 ⇒ 中国における取組（伊藤忠商事株式会社）・・・（資料8）

(参考) 製造物責任について

- 民事上の責任関係であるため、民民での対応（最終的には裁判所の判断）。
- 製造物責任法の逐条解説に以下の記載があるため、留意が必要。

(定義)

第二条 この法律において、「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

(逐条解説)

5 (1) 「製造」及び「加工」の概念

「製造」とは、製品の設計、加工、検査、表示を含む一連の行為として位置づけられ、一般には「原材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと。『生産』よりは狭い概念で、いわゆる第二次産業に係る生産行為を指し、一次製品の算出、サービスの提供には用いられない」（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典第4版』（有斐閣、2012年））とされている。また、「加工」とは、「動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えること」（同法律用語辞典）である。【後略】

5 (3) その他類似の概念との関係

【前略】しかし、「改造」、「改良」などは、新しい属性が加えられているものとして、「製造又は加工」に当たると解される。

6 (2) 中古品

中古品であっても「製造又は加工された動産」に該当する以上は、製造物であって、本法の対象となり、製造業者が当該製造物を引き渡したときに存在した欠陥と相当因果関係のある損害については賠償責任を負うこととなる。

ただし、**中古品として売買されたものについては、①以前の使用者の使用状況や改造・修理の状況が確認しにくいこと、②中古品販売者による点検、修理や整備などが介在することも多く、製造業者の責任の有無については、このような事情を踏まえて判断される**こととなる。

6 (4) 再生品

再生品は、劣化、破損等により修理等では使用困難な状態となった製造物についての当該製造物の一部を利用して形成されたものであるが、基本的には「製造又は加工された動産」に当たる以上は本法の対象となり、**再生品を「製造又は加工」した者が製造物責任を負う**。この場合、再生品の原材料となった製造物の製造業者については、**再生品の原材料となった製造物が引き渡された時に有していた欠陥と再生品の利用に際して生じた損害との間に因果関係がある場合にのみ製造物責任が発生**する。